

## IASB Update

### 2018年9月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 9 月 19 日（水）と 20 日（木）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [動的リスク管理](#)
- [適用 – 契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト](#)
- [採掘産業](#)
- [リサーチ・プログラム](#)
- [基本財務諸表](#)
- [負債の分類](#)
- [開示に関する取組み：的を絞った基準でレベルでの開示のレビュー](#)

### 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は 2018 年 9 月 19 日に会合し、動的リスク管理（DRM）の研究・プロジェクトについて議論した。アジェンダ・ペーパー4A は情報目的のみで、現在までの議論の要約を示したものである。

#### 不完全な一致（アジェンダ・ペーパー4B）

審議会は、不完全な一致の状況において提供すべき情報について議論した。審議会は全員一致で次の内容に同意した。DRM モデルにおいて指定された項目について、不完全な一致の測定は、企業がリスク管理戦略をどの程度達成したのかに関する情報を提供し、したがって、結果として生じる企業の将来の経済的資源に対する潜在的な影響を定量化する。審議会は、次のことも暫定的に決定した。

- 企業は不完全な一致を継続的に測定すべきである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 企業が過大にヘッジを行っている場合には、指定したデリバティブとベンチマーク・デリバティブとの公正価値変動の差額を、純損益計算書に不完全な一致として表示すべきである。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名は棄権した。
- 「低価」テストを DRM 会計モデルの中で維持すべきである。スタッフは、「低価」テストが適用されている場合に、不完全な一致をどのように伝達するのが最善なのかを検討する。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 関連情報

##### 今後の IASB 会議：

2018 年 10 月 22 – 26 日

2018 年 11 月 12 – 16 日

2018 年 12 月 10 – 14 日

##### IASB Update ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB Update は [こちら](#)

##### 要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

##### プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は [こちら](#)

- d. DRM 会計の中での目標プロファイルは、単一の結果として定義すべきである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. DRM モデルは、最低レベルの一致を、定量的分析で裏付けられた定性的な閾値という形で要求すべきである。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会はスタッフに、提案された最小限の業績の要求が、DRM モデルの文脈においてどのように具体的に適用されるのかをさらに検討するよう指示した。

#### **リスク管理戦略の変更（アジェンダ・ペーパー4C）**

アジェンダ・ペーパー4C は、DRM 会計モデルを適用する企業はリスク管理戦略の変更をどのように反映すべきかを検討していた。

審議会は、リスク管理戦略の変更が企業の目標プロファイルの変更を要求している場合には、その他の包括利益に認識された累積残高を、リスク管理戦略の変更前に定義されていた目標プロファイルの存続期間にわたり純損益に振り替えるべきであると暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **今後のステップ**

今後の会議で、審議会は動的リスク管理の会計モデルについての審議を継続する予定である。

### **契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト（IAS 第 37 号の修正案）（アジェンダ・ペーパー12）**

審議会は 2018 年 9 月 19 日に会合し、公表予定の公開草案「契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト」に関するデュー・プロセスのステップについて議論した。

審議会は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正案のコメント期間は少なくとも 120 日にすべきであると暫定的に決定した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会メンバー全員が、適用すべきデュー・プロセスの要求事項に審議会が準拠しており、IAS 第 37 号の修正案の書面投票を開始するための十分な協議と分析を実施したと納得していることを確認した。

IAS 第 37 号の修正案に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

#### **今後のステップ**

審議会は、2018 年第 4 四半期に公開草案を公表する予定である。

### **採掘産業（アジェンダ・ペーパー19）**

審議会は 2018 年 9 月 19 日に会合し、このプロジェクト及び今後のステップの概要についてアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

### **リサーチ・アップデート（アジェンダ・ペーパー8）**

審議会は 2018 年 9 月 20 日に会合し、2018 年 6 月以降のリサーチ・プログラムの進展についてアップデートを受けた（審議会の作業計画（リサーチ・プログラムを含む）についての情報は、[こちら](#)）。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### **今後のステップ**

審議会は、リサーチ・プログラムに関しての次回アップデートを約3か月後又は4か月後に受ける予定である。

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2018年9月20日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 純損益計算書における小計についての提案の範囲
- b. 通例でない項目又は頻度が低い項目に関する情報の提供
- c. 関連会社及び共同支配企業のうち「不可分な」と「不可分でない」ものの区別を行うための指標の導入
- d. 基本財務諸表プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移すこと

### 純損益計算書における小計についての提案の範囲（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は次のことについて議論した。

- a. 「財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計についての審議会の提案の範囲
- b. 「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計についての審議会の提案の範囲
- c. 複数の主要な事業活動を有する企業による小計の表示についての範囲の提案の含意
- d. 関連会社及び共同支配企業に対する投資からの純利益に対する持分の表示についての範囲の提案の含意

審議会は、上記の(a)から(c)に関する要求事項の提案に原則として暫定的に合意したが、次のことによって提案を改善するようスタッフに指示した。

- a. 提案を単純化し明確化するための文案再作成と順序変更
- b. 提案された小計の一部について提供を要求されない企業を記述するためのより適切な方法の開発

### 「財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計についての審議会の提案の範囲

審議会は、原則として次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は、主要な事業活動が顧客へのファイナンスの提供であり、かつ、財務収益を区分表示している場合には、「財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計の表示を要求されない。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。
- b. 「財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計を表示しない企業は、「連結企業から生じる事業利益」の小計に次のものを含めなければならない。
  - i. 実効金利で計算した、現金及び現金同等物から生じる金利収益
  - ii. 現金及び現金同等物並びに財務活動から生じる他の収益
  - iii. 財務活動から生じる費用

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

- c. 保険金融収益又は費用のある企業は、それを「連結企業から生じる事業利益」の小計に含めるべきである（「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計についての審議会の提案の範囲に関するセクションでの提案を適用すると、関連する投資収益及び費用も当該小計に含めることになる）。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

## 「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計についての審議会の提案の範囲

審議会は、原則として次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は、主要な事業活動の過程で、個別に、かつ、企業が保有しているその他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産に投資している場合には、「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計を表示することを要求されない。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. 「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計を表示しない企業は、主要な事業活動の過程で行われた投資から生じる収益・費用を「連結企業から生じる事業利益」の小計の中に含め、当該小計の下に、投資による他のすべての収益・費用を表示しなければならない。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

## 複数の主要な事業活動を有する企業による小計の表示についての範囲の提案の含意

審議会は、主要な事業活動が投資及び顧客へのファイナンスの提供である企業について、次のことを原則として暫定的に決定した。

- a. 「財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計を表示することは要求されず、「連結企業から生じる事業利益」の小計の中に、次の行項目を含めなければならない。
  - i. 実効金利で計算した、現金及び現金同等物から生じる金利収益
  - ii. 現金及び現金同等物並びに財務活動から生じる他の収益
  - iii. 財務活動から生じる費用
- b. 「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計の表示は要求せず、投資事業活動の過程で行った投資から生じる収益・費用を「連結企業から生じる事業利益」の小計に含め、当該小計の下に、投資から生じる他のすべての収益・費用を表示しなければならない。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

審議会は、主要な事業活動が金融以外の事業活動を含んでいて、投資又は顧客へのファイナンスの提供（あるいは両方）も含んでいる企業について議論したが、暫定的な決定に至らなかった。審議会は、そのような企業には、「財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計又は「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計の表示を免除すべきではないという考えを示した。その代わりに、このような企業には、財務活動又は投資活動から生じる収益又は費用の一部を「連結企業から生じる事業利益」の小計に含めることを認めるか又は要求すべきである。審議会はスタッフに、この提案をさらに開発し、このような企業に使用するアプローチを他の企業についての提案を単純化するために使用できるかどうかを検討するよう依頼した。

## 関連会社及び共同支配企業に対する投資からの純利益に対する持分の表示についての範囲の提案の含意

審議会は、すべての企業に対し、関連会社及び共同支配企業のうち不可分なもの及び不可分でないものから生じる純損益に対する持分を「連結企業から生じる事業利益」の小計の下に区分表示することを要求すると決定した。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 純損益計算書における小計についての提案の範囲：スタッフ提案が一部の種類の企業に与える可能性のある影響の例示（アジェンダ・ペーパー21B）

このペーパーは情報目的のみであり、暫定的な決定は何も行われなかった。

## 通例でない項目又は頻度が低い項目（アジェンダ・ペーパー21C）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が経営者業績指標の開示を選択するかどうかに関係なく、通例でない項目又は頻度が低い項目に関する情報の区分開示を要求する。14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。
- b. 通例でない項目又は頻度が低い項目の別個の開示を財務諸表注記において要求し、それらの項目を財務業績の計算書の行項目に関連付けることを要求する。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。
- c. 企業が通例でない項目又は頻度が低い項目を識別するのに役立つための原則主義的なガイダンスを開発する。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

**財務業績の計算書における不可分な関連会社及び共同支配企業並びに不可分でない関連会社及び共同支配企業の業績の表示 (アジェンダ・ペーパー21D)**

2018年1月と2月の会議で、審議会は下記の区分表示を要求することを暫定的に決定した。

- a. 財務業績の計算書における、「不可分な」関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分と「不可分でない」関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分
- b. キャッシュ・フロー計算書の投資区分における、「不可分な」関連会社及び共同支配企業のキャッシュ・フローと「不可分でない」関連会社及び共同支配企業のキャッシュ・フロー

今回の会議で、審議会は、文案の改善を条件に、下記の指標が、関連会社又は共同支配企業が「不可分な」なかどうかを作成者が決定するのに役立つ可能性があるとして示唆した。

- a. 企業と関連会社又は共同支配企業にまたがって統合された事業分野が存在し、当該関連会社又は共同支配企業に対する依存を生じさせていること
- b. 関連会社又は共同支配企業が、不可欠な仕入先又は顧客の地位にあること
- c. 報告企業と関連会社又は共同支配企業が商号又はブランドを共有していること
- d. 資本又は借入れのリソースを共有していて、企業と関連会社又は共同支配企業の資金調達が相互に関連していること

さらに、審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 提案された指標のリストは、いかなる方法でも優先順位を付けるべきではない旨を記述する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 関連会社又は共同支配企業が不可分であるか又は不可分でないという分類は、報告企業と当該関連会社又は共同支配企業との関係が変化した場合にのみ変更しなければならない旨を記述する。14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。
- c. IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の開示要求を修正して、次のことを要求することによって、関連会社及び共同支配企業のうち不可分なものと不可分でないものという区分の導入を反映する。
  - i. 第20項における開示を「不可分な」関連会社及び共同支配企業と「不可分でない」関連会社及び共同支配企業とに分ける。
  - ii. 関連会社及び共同支配企業が「不可分な」のか「不可分でない」のかを判定する際に考慮した諸要因の追加的な開示
  - iii. 持分法で会計処理した投資が当期に分類変更された場合の追加的な開示（報告企業との関係がどのように変化したのかを示すため）

14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

**プロジェクト提案 - 本プロジェクトを基準設定プログラムに移すこと (アジェンダ・ペーパー21E)**

審議会は、基本財務諸表プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移すべきかどうかについて議論した。審議会は次のことを決定した。

- a. 基本財務諸表プロジェクトを基準設定プログラムに追加する。
- b. 本プロジェクトのための専門の協議グループを設置する代わりに、既存の諮問機関の専門知識を引き続き利用する。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は、今後のボード会議で、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を継続する。

## 負債の流動又は非流動への分類（アジェンダ・ペーパー22）

審議会は、2018年9月20日に会合し、IAS第1号「財務諸表の表示」の第69項から第76項における分類の要求事項の修正案についての議論を再開した。

審議会は、プロジェクトの状況及びスタッフが計画している追加の作業についてのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は、2015年2月に公表された公開草案「負債の分類」について受け取ったコメントについての議論を再開する。

## 開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルでの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は、2018年9月20日に会合し、審議会的を絞った基準レベルでの開示のレビューの一環としてテストされる予定の、開示目的及び開示要求の文案作成に対するアプローチについて議論した。

#### 審議会のためのガイダンス（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、審議会が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成を行う際に使用するべきガイダンスの草案の要約をレビューした。審議会は、このガイダンス案を暫定的に承認し、スタッフに、IAS第19号「従業員給付」及びIFRS第13号「公正価値測定」に関して当該ガイダンスのテストに移行するよう依頼した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は、今後の会議で、審議会が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成を行う際に使用するべきガイダンスのテストに関する議論を継続する予定である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation  
コピーライト © IFRS 財団  
ISSN 1474-2675